

令和7年度

第5回

榛東村農業委員会総会議事録

榛東村農業委員会

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前 9時58分)

◎議事録署名委員指名

議長 3、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、7番、一倉伸一君、8番、田嶋久実君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、富澤剛君を指名いたします。

◎議案第1号

議長 第4、議題、議案第1号 榛東農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第1号 榛東農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

榛東農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について。

榛東村長から別紙のとおり紹介があったので意見を求める。

令和7年8月7日提出、榛東村農業委員会会長。

以下、変更内容につきましては、小板橋主任から説明いたします。

議長 小板橋主任の説明を求めます。

小板橋主任。

小板橋主任 議案第1号 榛東農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について、説明をさせていただきます。

議案書の2ページをご覧ください。

農業委員長宛てに農業振興地域整備計画の変更について意見を伺う旨の通知を載せさせていただいております。市町村は、整備計画を策定または変更するに当たり、農協や土地改良区、農業委員会の意見を聞くことと農業振興地域の整備に関する法律

に規定されていることから、貴委員会の意見を伺うものです。

議案書の3ページをご覧ください。

こちらが農用区域に返納する予定の農地となります。農用区域から除外された農地は農地転用する必要があります。一定期間を経過しても転用の手続がなかった農地については意向確認を行い、すぐに利用予定がないことが確認できた農地を編入します。今年度は、平成3年以前から令和元年度までに除外した9筆の農地について、計画実行の見込みがないため、所有者から同意を得た上で編入するものです。

続いて、議案書の4ページ、5ページをご覧ください。

今年度、農用区域から除外を希望する申出は33件ございました。6月25日に村の農業振興地域整備促進協議会を開催し、33件の申出について現地調査と審議を行い、許可・不許可の判断をしていただきました。その結果、資料に記載の26件の案件を許可相当という決定をいただきました。不許可相当と判断された7件につきましては、農地の集団性を阻害するおそれがあり、申出地周辺の農地の営農に影響を生じるなどの意見が出され、採決の結果、不許可相当と決定をいただいたものです。

なお、許可相当と判断いただいた26件の案件につきましては、変更の公告に向けて、現在、県と調整を行っているところです。

以上、説明といたします。よろしく申し上げます。

議長 議案第1号について、事務局の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

推進委員7番、大山清巳君。

大山委員 推進委員7番、大山です。

この5ページの、番号で言いますと33番、広馬場の縮農、太陽光パネルの設置の予定地の件ですけれども、この近くの方から要望が上がっておりますので、それをお伝えしたいと思います。

地権者2人の名前が挙がっております。その境界に水路がありまして、その水路が大雨が降ると水があふれ出して低いところに流れるということで、この水路を途中で分岐させて、西に川があるんですけれども、そちらのほうに水を接続してもらいたいというご意見が上がっておりますので、お伝えをいたします。

以上です。

議長 事務局長。

事務局長 そのような意見、取りあえずこの件については農振除外の変更計画なので、この場では回答を控えさせていただきますけれども、そのような意見については承ります。

大山委員 よろしくお願ひいたします。

議 長 ほかにはご意見ございませんか。

ほかに質疑ございますか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第1号について、異議なしの意見とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第1号 榛東農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更については異議なしと回答することと決定します。

ここで、小板橋主任の退席を認めます。

(小板橋主任退席)

◎議案第2号

議 長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

議案第2号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書6ページ、現地確認調書は2ページからとなります。

議案第2号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字広馬場字井戸尻2246番10ほか3筆。地目は登記簿は畑、現況宅地。合計面積は660平米。申請人は広馬場の方。転用目的は一般個人住宅用地と。施設等は一般住宅123.22平米。転用理由は、申請地は平成22年に相続したが、それ以前から申請地を住宅敷地及び道路として利用しており、今後も現状のまま使用したいので、是正するべく申請するものですとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地です。

以上で、議案第2号、番号1の説明を終わります。

議 長 議案第2号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員9番、村上誠一君。

村上委員 9番農業委員、村上です。

議案第2号、番号1について、若干ですが補足説明をさせていただきます。

場所につきましては、井戸尻の信号を東に100メートルぐらい下がっていただいた左側になります。事務局長が転用理由のところの説明したとおりで22年に相続したと

ということなんですけれども、その前から、もう今から50年ぐらい前からもう宅地になっていまして、相続した時点で法務局のほうに相談したら、このままでいいんじゃないかと言われたらしくて、そのままにしていたというのが現状です。

転用しなかったということで、申し訳なかったということで、本人から聞いていますので、許可相当と思われます。

以上です。

議 長 ただいま地元の委員から許可相当との説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号1について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 全員賛成。よって、議案第2号、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第2号、番号1は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

◎議案第3号

議 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

議案第3号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号1について説明申し上げます。

議案書7ページ、現地確認調書は6ページからとなります。

議案第3号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字長岡字大内624番13。地目は登記簿、現況ともに田。面積は483平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は千葉県の方。譲受人は高崎市の方。転用目的は一般住宅用地。施設等は一般住宅100.16平米。転用理由、譲受人は、妻とアパートに共住しているが手狭となり、将来を考え、申請地において自宅を建築したいとのことです。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地。

以上で、議案第3号、番号1の説明を終わります。

議 長 議案第3号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員 5 番、星野一郎君。

星野委員 5 番、星野でございます。

地元の委員として一言申し上げます。

ここもう既に五、六年前から耕作されない農地になっておりまして、困ったなと思っていたんですけども、以前に申請が出されたところの北側になります。場所は、1 区のコミセンの東側といいますか、下側に下って100メートルぐらいの場所でございますし、下水は北側に通ってございます。雨水は浸透式でオーケーだと思えますけれども、農地としては、下にありますが、ここはもう既に耕作放棄地になっておりまして、農業に与える影響は全くないかと思えます。許可相当と思えますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議長 ただいま、地元の委員から、許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第 3 号、番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第 3 号、番号 1 は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第 3 号、番号 1 は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第 3 号、番号 2 について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第 3 号、番号 2 について説明申し上げます。

議案書 7 ページ、現地確認調書は 9 ページからとなります。

議案第 3 号、番号 2、図面番号 2。農地の所在は大字新井字長谷津 2591 番。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は 550 平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は埼玉県の方。譲受人は前橋市の方。転用目的は建売分譲住宅用地。施設等は建売住宅 118.41 平米。転用理由、譲受人は前橋市内で不動産業を営んでおり、申請地は高崎渋川線バイパスから近く、通勤、通学や買物の便がよく、住宅地として最適であることから建売分譲住宅用地として利用したいとのことです。譲渡人は、譲受人の申出を受けたいとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は 2 種農地。

以上で、議案第 3 号、番号 2 の説明を終わります。

議長 議案第 3 号、番号 2 について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員 4 番、飯塚綾子君。

飯塚委員 農業委員 4 番、飯塚です。

議案第 3 号、番号 2 につきましては、事務局の説明のとおりでございますが、地元委員として一言申し上げます。

現地は、高崎渋川バイパス下新井の信号を東へ 200 メートルほど下り、右折して 10 メートルくらい入った左側です。西側は道路に面しており、北隣が農地、南が一般住宅、東側は山林と一部農地と接しております。下水は公共下水、雨水は敷地内自然浸透、境界にはブロックを積むなどして周りの農地に影響はないと思われまますので、許可相当と思われまますが、慎重な審議をお願いいたします。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当と説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第 3 号、番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第 3 号、番号 2 は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第 3 号、番号 2 は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第 3 号、番号 3 について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第 3 号、番号 3 について説明申し上げます。

議案書 7 ページ、現地確認調書は 12 ページからとなります。

議案第 3 号、番号 3、図面番号 3。農地の所在は大字新井字下新井 3244 番 3。地目は登記簿、現況ともに畑。面積は 98 平米。権利は使用貸借。貸付人は新井の方。借受人も新井の方と。転用目的は一般住宅用地。施設等は一般住宅 132.09 平米。転用理由、借受人は実家で暮らしているが手狭であり、将来のことを考え自宅を新築したく、貸付人であるいここに相談したところ、承諾が得られたため、住宅を建築したいとのことです。貸付人は、借受人の申出を受け、申請地を貸し付けたいとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は 2 種農地。

以上で、議案第 3 号、番号 3 の説明を終わります。

議長 議案第 3 号、番号 3 について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

推進委員 4 番、羽鳥静男君。

羽鳥委員 推進委員 4 番、羽鳥です。

議案第 3 号、番号 3 について、地元委員として補足させていただきます。

場所は、山子田の信号前の新井下室田線を 10 区に入って、現在工事中の前橋新井線の工事現場から 200 メートルぐらい南を 10 メートルぐらい西に上がったところです。現地の北側は村道、隣接する土地は畑がありますが、貸付人の所有の畑と 1 件だけ第三者の畑がありますが、地形からして周りの農地に影響があるという場所ではありませんので、許可相当かと思えます。審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありました。ほかに意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第 3 号、番号 3 について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第 3 号、番号 3 は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第 3 号、番号 3 は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

ここで、全ての議案が審議されましたので、暫時休憩といたします。

午前 10 時 40 分まで休憩します。

(休憩 午前 10 時 21 分)

(再開 午前 10 時 40 分)

◎報告事項

◎その他

◎閉会

(午前 11 時 20 分)